

公園墓地に墓碑等を建設する場合（普通・芝生墓地）

1 公園墓地に墓碑等を建設する場合

- 手続きは、公園墓地事務所で受付します。
- ご不明な点は、公園墓地事務所（電話 046-834-7484）へ連絡してください。

（1）公園墓地に墓碑等を建設する場合

・必要な書類

- ア 墓碑等建設工事（変更）届（公園墓地事務所にあります）
- イ 施工する図面（A4）
- ウ 使用許可書(写し)

※工事終了後、完了届（公園墓地事務所にあります）を提出すること。

（2）普通墓地の設備基準

- ア 設置できる設備は、墓碑、納骨施設（カロート）、墓誌、香炉、水ばち及び塔婆立ては各1基、花たて、灯ろう類は各1対並びに盛土、囲障及び植栽とする。
- イ 墓碑の高さは、縁石下方部の天端より180 cm以内、墓誌の高さは150 cm以内とする。
- ウ 納骨施設（カロート）は、盛土面より地下に設置することとし、規格は、縦80 cm以内、横70 cm以内、深さ70 cm以内とする。
- エ 墓誌、塔婆立て、灯ろう、香炉、水ばち及び花たての高さは、縁石下方部の天端より100 cm以内とする。
- オ 盛土の高さは、縁石下方部の天端より30 cm以内とし、土留は、コンクリート、その他これに類する材料を用い、崩壊しないように施工すること。
- カ 囲障の規模は、盛土面より30 cm以内とする。
- キ 植栽の規模は、盛土部分より120 cm以内とする。

（3）芝生墓地の設備基準

- ア 設置できる設備は、墓碑、香炉及び水ばちは各1基、花たては1対とする。
- イ 墓碑の高さは、納骨施設（カロート）の表面より70 cm以内とする。
- ウ 納骨施設（カロート）は、市の設置したものとする。
- エ 墓誌、塔婆立て、灯ろうは設置できない。
- オ 香炉、水ばち、花たての高さは、納骨施設（カロート）の表面より70 cm以内とする。
- カ 盛土、囲障、植栽は設置できない。